

(2) 大田区における小規模廃棄物焼却炉設置についての基準

平成15年11月20日付 ま保発第270号 都市基盤整備担当部長決定

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下、環境確保条例という。)施行規則第62条第一号で規定する知事(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例で区長権限)が認める小規模の廃棄物焼却炉について、大田区長が設置を認める火床面積0.5㎡未満で焼却能力が毎時50kg未満の廃棄物焼却炉は、構造・設置場所及び焼却対象物が次の基準に適合し、かつ次の基準に従い維持管理を行うことができるものとする。なお、この基準に適合しない焼却炉は設置を認めないものとする。

1 構造

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7 各号に適合する構造であること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼設備内と外気が接することがなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で焼却できること。

イ 燃焼に必要な空気の通風が行えるものであること。

ウ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。(一括投入方式は除く)

エ 燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

オ 燃焼ガスの温度を保つための燃焼装置が設けられていること。

(2) 焼却炉の排出口から排出される排出ガス中のダイオキシン類及びばいじん濃度が、環境確保条例施行規則の別表第16に規定する排出基準をカタログ値で達成する能力を有し、同タイプの焼却炉で焼却対象物を焼却した排ガスを測定し、排出基準に適合していることが確認できるもの。

2 設置場所

(1) 外部(敷地外)に臭気・熱気・排気の影響がない場所に設置すること。(敷地境界から概ね10m以上の距離を有すること。)

(2) 公道から直接見通せる場所に設置しないこと。

3 焼却対象物

(1) 焼却する品目はあらかじめ限定すること。

(2) 周囲に影響を及ぼす恐れのある品目(塩化ビニール樹脂、プラスチック、ゴム等)の焼却は避けること。

(3) 資源ごみ等、リサイクル可能なものは焼却しないこと。

(4) 能力を超えた量の焼却炉への投入はしないこと。

4 管理

(1) 製造メーカー等とメンテナンスの契約を締結し、焼却能力に維持に努めること。

(2) 使用し始めた直近の時期及び焼却対象物を変更した時に、通常の使用の状態、排出ガス中のダイオキシン類及びばいじん濃度について測定を実施し、記録を保存すること。

(3) 焼却炉の性能が維持されていることを目視(設備外観、排気の状態、燃焼温度)、排出

ガスの測定等の方法により随時点検し、記録を保存すること。

(4) 焼却の日時・量・品目・運転状況等について記録し、これを保存すること。

5 その他

(1) 苦情等が起きた場合は直接対応し、周辺住民等に運転状況などを説明すること。

(2) 設置にあたっては、個々の事例ごとに別記様式により区長に事前に届出をすること。なお、提出は届出書（関係書類を含む）の正本にその写し1通を添えることとする。

(3) 基準に適合していると認めた場合には届出書の写しに受付印を押印して返却するのでこれを焼却炉が廃止するまで保存すること。

(4) 記録類は3年間保存し、区長の請求があったとき（環境保全上の理由がある場合に限る）は、これを提示すること。

(5) 焼却炉を廃止した場合は、この旨担当課に連絡すること。